

株 主 各 位

大阪市天王寺区大道四丁目9番12号

愛 眼 株 式 会 社

代表取締役社長 下 條 三千夫

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染防止への対応につきましては次頁
をご参照いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」（4階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.aigan.co.jp>)に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.aigan.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

【重要】 定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対応

1. 当社の対応について

- ・受付および会場内各所に消毒液を設置いたします。
- ・当社役員および運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。予めご了承ください。
- ・会場内の座席は間隔を開けさせていただくため、例年より座席数が少なくなっております。
- ・株主様お控室のお飲み物の提供は中止させていただきます。

2. 株主様へのお願い

- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用および消毒液のご利用など、感染予防にむけたご配慮・ご協力をお願いいたします。また、当日咳や発熱など体調がすぐれないとお見受けする方には、運営スタッフよりお声がけの上、ご出席を見合わせていただく場合がございます。
- ・会場内座席につきましては間隔を開けて感染防止を図るため、席数が例年より少なくなっております。入場制限をさせていただく場合もございますので予めご了承ください。また、議事につきましても、例年より時間を短縮して実施いたします。

なお、今後の状況により、上記の内容を変更する場合がございますので、適時当社ウェブサイト内ニューストピックス (<http://www.aigan.co.jp/topics/>) をご確認ください。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善等を背景に総じて堅調に推移しましたが、海外の政治・経済情勢の不透明感や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により世界的な経済活動の停滞が懸念され始めております。国内においては、消費増税の影響は限定的であったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、個人消費の減少、金融資本市場の変動や企業収益の悪化等の影響が生じております。

このような状況のもと、当社グループは、お客様からの支持・信頼の獲得に焦点を当てた営業戦略と経営資源の効率的な活用を進め、収益基盤の強化に取り組んでまいりました。当連結会計年度における経営成績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が顕著に出始め、3月には販売が落ち込んだため、眼鏡小売事業の既存店売上が前期比で3.8%下回り、売上高は15,429百万円(前期比4.9%減)となり、売上総利益率は、主に価格施策や品種別の売上構成比の変化の影響で0.3ポイント上昇しました。経費面では、新店開発、自社物件の店舗の建て替えや大型改装等の経費が嵩む要因があったものの、経費コントロールの徹底を図り、広告宣伝費、人件費、賃料などの圧縮に努めたことで、販売費及び一般管理費は10,636百万円(前期比3.1%減)となりましたが、売上高が伸び悩んだことで売上高販管費率は1.3ポイント上昇しました。

この結果、営業利益は52百万円(前期比76.8%減)、経常利益は138百万円(前期比55.1%減)となりました。また、特別損失として減損損失59百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は12百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益165百万円)となりました。

当社グループにおける事業セグメントごとの状況は次のとおりです。

【眼鏡小売事業】

当社グループの中核事業である国内眼鏡小売事業につきましては、眼鏡専門店として永年培ってきた快適で安心な視力と聴力の補正技術、高い専門性を要する商品提案力と接客・サービス力の全てが結集した「愛眼ブランド」を進化・発展させることで競争優位性の強化を図ってまいりました。

商品につきましては、テーマとする「目の健康」を基軸として、幅広い年齢層のお客様の多岐にわたるニーズに対応した快適で機能的な高付加価値商品を開発することで、品質・価格の両面で競争力がありお客様満足度の向上に繋げております。マーケティング面では、安心でお買い得な商品の品揃えを充実させ、マーチャндаイジングによる販売促進と各種広告媒体を通じた情報発信に努めてまいりました。また、無料視力チェックでお客様自身やご家族の視力変化に気づき眼科受診など早期の対応に繋げていただくことを目的とした「LOVE EYES WEEKキャンペーン」を展開するとともに、お客様の利便性向上のため、全国の店舗でスマホ決済「PayPay」「LINE Pay」の取り扱いを開始いたしました。

売上高につきましては、主に競争激化による低価格帯メガネの販売数の減少、日照不足の日が増えるなど天候不順によるサングラスの販売の不振、消費増税後の反動などの影響に加え、年度末には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が顕在化したことから販売が振るわず、前期比で減収となりました。

店舗につきましては、3店舗を新規に出店し、5店舗を閉店いたしました。また、1店舗で店舗建て替えを行い、13店舗で既存店の活性化改装を実施いたしました。

この結果、眼鏡小売事業における売上高は14,694百万円（前期比5.0%減）、セグメント利益133百万円（前期比57.6%減）となりました。

【眼鏡卸売事業】

眼鏡卸売事業につきましては、取引先に対する新商品の投入や販売支援に努めるとともに、新規取引先の開拓に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は457百万円（前期比2.2%減）となり、セグメント利益は5百万円（前期比197.7%増）となりました。

【写真館事業】

愛写館3店舗を営む写真館事業につきましては、豊富な撮影メニューと衣装レンタルによる集客に努めてまいりましたが、競争激化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって卒業記念写真や袴レンタルをご予約いただいたお客様のキャンセルが出るなど、厳しい状況が続きました。

この結果、売上高は128百万円（前期比15.4%減）、セグメント損失は50百万円（前期はセグメント損失44百万円）となりました。

【海外眼鏡販売事業】

海外眼鏡販売事業につきましては、中国での競争環境が引き続き厳しい状況にあるなか、愛眼のPB商品やメイド・イン・ジャパン商品の品揃えの強化による集客力アップに努め、採算面の改善に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は148百万円（前期比1.1%増）、セグメント損失は9百万円（前期はセグメント損失13百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、総額343百万円となりました。その主なものは、既存店舗の改装などであります。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、次期に創業80周年、設立60周年を迎えます。新型コロナウイルスの感染防止策の徹底を最優先に取り組みつつ、引き続きお客様からの支持・信頼の獲得に焦点を当てた諸施策の推進と経営資源の効率的活用を進め、新型コロナウイルス感染症の収束後の事業展開を見据えた取り組みも不足なく行っていきたいと考えております。組織面におきましても、業務の効率化と働き方改革に適切に対応し活性化を進めてまいります。

眼鏡小売事業につきましては、お客様のニーズに的確に対応した商品開発に注力し、素材・機能面において高品質でお客様満足度の高い商品の品揃えの充実を図るとともに、お客様に選ばれる愛眼ブランドの競争優位性の確保とマーケティング面の強化を通じて質の高いサービスを提供できるよう取り組んでまいります。

店舗につきましては、お客様の利便性を追求した眼鏡チェーン店を目指し、3店舗の outlet と、既存店の活性化を図り約20店舗の改装等を計画しております。また、不採算店舗を中心に3店舗の閉店を予定しております。

次期は、長年のご愛顧に答えるべく、様々な営業施策を推進し、売上高の伸長を図りつつ、経営コストの削減をさらに進めることで、収益基盤の強化を図ってまいります。

眼鏡卸売事業につきましては、新商品の投入や販売支援を通じて得意先の深耕を図るとともに、新規取引先の開拓に努めてまいります。

写真館事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が長引き、イベントの自粛ムードが続けば、七五三フェアや成人式振袖ご予約会などへのお客様のご来店が厳しくなることが予想されますが、人生の節目節目の記念日を感動的で素敵な思い出にできる撮影メニューを揃えとともに、お客様に感動を届ける情報発信に鋭意取り組むことによって、売上高の伸長を目指してまいります。

海外眼鏡販売事業につきましては、中国での新型コロナウイルス感染症の影響により北京市、天津市所在の直営店やフランチャイズ店では住民が外出を控える状況が続き客数減少となりました。厳しい状況が続きますが、既存店の活性化や経費の見直しを行い、業績改善を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、こうした当社の取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わりがせぬご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第57期 (2017年3月期)	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	15,957	16,344	16,231	15,429
経 常 利 益(百万円)	11	317	307	138
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△390	181	165	△12
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△20.11	9.34	8.50	△0.64
総 資 産(百万円)	16,773	16,849	16,686	15,967
純 資 産(百万円)	13,991	14,171	14,223	14,089
1株当たり純資産額(円)	720.88	730.18	732.86	725.97

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第57期 (2017年3月期)	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	15,588	15,988	15,891	15,109
経 常 利 益(百万円)	9	310	305	141
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△382	160	165	△7
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△19.68	8.28	8.52	△0.41
総 資 産(百万円)	16,654	16,700	16,551	15,844
純 資 産(百万円)	13,945	14,102	14,159	14,032
1株当たり純資産額(円)	718.51	726.63	729.58	723.03

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ネオック株式会社	64百万円	100.0%	国内における眼鏡小売
北京愛眼眼鏡有限公司	10百万円	100.0%	中華人民共和国における眼鏡卸・小売

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、眼鏡・サングラス・その他関連商品を取り扱う眼鏡専門店チェーンと写真館を展開しております。

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

- ① 当社
- ・本社：大阪市天王寺区
 - ・店舗：眼鏡店 228店舗
写真館 3店舗
- ② 子会社
- i ネオック株式会社
- ・本社：大阪市阿倍野区
 - ・店舗：眼鏡店 7店舗
- ii 北京愛眼眼鏡有限公司
- ・本社：中華人民共和国北京市
 - ・店舗：眼鏡店 5店舗

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
761 (428) 名	10名減 (2名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
717 (418) 名	5名減 (3名減)	45歳0ヵ月	20年10ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,076,154株
(自己株式1,668,365株を含む)
- (3) 株主数 23,253名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 佐 々 興 産	2,138千株	11.02%
愛 眼 共 栄 会	870	4.49
愛 眼 従 業 員 持 株 会	802	4.13
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	626	3.23
佐 々 栄 治	592	3.05
下 條 三 千 夫	495	2.55
佐 々 千 恵 子	442	2.28
下 條 謙 二	401	2.07
佐 々 善 二 郎	375	1.94
下 條 豊 彦	322	1.66

(注) 持株比率は、自己株式 (1,668,365株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状態
取締役会長	佐々栄治	
代表取締役社長	下條三千夫	
取締役	菅野忠司	経営企画室長
取締役	下條謙二	営業本部長 ネオック株式会社代表取締役
取締役	佐々昌俊	管理本部長 北京愛眼眼鏡有限公司董事長
取締役	森重洋一	株式会社のぞみ合同会社代表取締役
取締役	山田吉隆	山田吉隆税理士事務所代表
常勤監査役	叶雅文	
監査役	吉岡一彦	CORE法律事務所代表
監査役	明石敬子	明石敬子税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役森重洋一氏及び山田吉隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉岡一彦氏及び明石敬子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉岡一彦氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役明石敬子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、森重洋一氏、山田吉隆氏、吉岡一彦氏及び明石敬子氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役及び監査役の異動
2019年6月27日開催の定時株主総会における異動
就任 (取締役) 山田吉隆
(監査役) 明石敬子
退任 (監査役) 山田吉隆

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	7名	64百万円
監 査 役	4名	8百万円
合 計	11名	72百万円

- (注) 1. 上記の員数及び報酬等の総額に、2019年6月27日付で退任した監査役1名を含んでおります。
2. 上記の報酬等の総額に、社外役員5名（うち2019年6月27日付で退任した社外役員1名）の5百万円を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第34期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役森重洋一氏は、株式会社のぞみ合同会計社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役山田吉隆氏は、山田吉隆税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉岡一彦氏は、CORE法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役明石敬子氏は、明石敬子税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役森重洋一氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
- ・取締役山田吉隆氏は、2019年6月27日就任以降に開催の取締役会11回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役吉岡一彦氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会9回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役明石敬子氏は、2019年6月27日就任以降に開催の取締役会11回及び監査役会5回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容（監査時間・配員等）、前事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、行動基準及びコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。また、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

内部監査室は執行部門から独立した立場で、各部門の業務執行コンプライアンス状況等について監査を実施し、コンプライアンス委員会に結果報告を行う。

社内において、コンプライアンスに違反する行為又は行動基準に反する問題が生じた場合、担当窓口に相談・通報できるように、内部通報制度を整備することとする。

監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たないことを基本とし、また、反社会的勢力からのアプローチや不当な要求を受けた場合には、警察、顧問弁護士等と連携を図りながら組織的に対応することとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規定に基づき、情報を文書又は電子媒体にて保存・管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。リスク管理委員会を設置し、当社の業務執行に係る個々のリスクを確認し、その把握と管理、個々のリスクの防止策についての体制を整える。不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速な対策を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

財務報告の信頼性を確保するための体制として、当該財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価の実施を内部監査室が統括し、是正措置を構築していく中で、各業務部署の責任の下で有効かつ効率的な整備・運用を図っていくものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を月1回定時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて適宜機動的に臨時取締役会を開催する。
経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、多面的な検討を行い、その審議を経て執行の決定を行うものとする。
業務執行については、営業本部長及び管理本部長が社長との連携のうえ、各部門長の執行を監督する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ企業に適用する行動指針として、当社行動基準をグループ企業にも適用し、当社のコンプライアンス体制の監視・監督を受けるものとする。
当社の取締役等が子会社の役員に就任し、その職務遂行状況の報告を定期的に受けるものとする。
子会社の重要な決定事項には、事前に協議検討し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
社内規程に基づき、主管する部門を通じて業務運営やリスク管理等について、子会社への指導・支援を行う。また、定期的に財務状況等の報告を受けるものとする。
監査役と内部監査室は連携のうえ、子会社の監査を実施するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、その職務を補助するため、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の任命、異動、人事考課等については監査役会の承認を得なければならない。
監査役より、監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長の指揮命令を受けない。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。

監査役に報告した者に対して報告したことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席するとともに、重要な業務執行に係る重要文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人にその説明を求めることとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払等を請求したときは当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会、内部監査室及び会計監査人は、連携を密にし、必要の都度お互いに意見交換・情報交換を実施し、監査の効率性、有効性を高めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置し、当事業年度においてコンプライアンス委員会を4回、リスク管理委員会を8回開催しております。その中でコンプライアンス管理の充実やリスクへの対応の強化について問題点の抽出や解決策等を討議し、必要に応じて代表取締役へ報告することとしております。また、内部通報制度の運用状況のレビューも行いました。

反社会的勢力の排除については、新規取引先との契約締結時に反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

② 重要な会議の開催状況について

毎月1回開催される定時取締役会において、事業の健全な発展と業務の適正化を図るため、経営課題等についての討議を行っております。

更に、意思伝達の迅速化と統一のため、毎月1回開催される経営会議において社内の連携強化と情報の共有化を図っております。

③ 取締役の職務執行について

取締役会は15回開催し、各議案についての審議、業務執行状況の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

④ 監査役の職務執行について

監査役会は9回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、取締役会のほか常勤監査役を中心に経営会議等の重要な会議に出席し、稟議書等の閲覧を毎月行っており、監査の実効性の向上を図っております。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査室は年度監査計画に基づき、職務執行の状況、規程の運用状況、コンプライアンスへの適合性等について内部監査を実施いたしました。

財務報告の信頼性に関する評価並びに各部署における業務プロセスの運用状況については、内部監査室が計画的に実施する業務プロセス監査において検証を行っております。

また、その状況や結果については、代表取締役及び監査役会に報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,393	流動負債	1,361
現金及び預金	5,376	支払手形及び買掛金	443
受取手形及び売掛金	636	未払法人税等	155
商品及び製品	2,088	賞与引当金	1
原材料及び貯蔵品	32	その他	760
その他	262	固定負債	516
貸倒引当金	△2	繰延税金負債	13
固定資産	7,573	再評価に係る繰延税金負債	6
有形固定資産	3,231	資産除去債務	328
建物及び構築物	1,050	リース債務	6
土地	1,878	その他	162
その他	301	負債合計	1,878
無形固定資産	84	(純資産の部)	
リース資産	4	株主資本	16,514
その他	79	資本金	5,478
投資その他の資産	4,258	資本剰余金	6,962
投資有価証券	672	利益剰余金	5,124
敷金及び保証金	3,187	自己株式	△1,051
その他	398	その他の包括利益累計額	△2,424
資産合計	15,967	その他有価証券 評価差額金	22
		土地再評価差額金	△2,471
		為替換算調整勘定	24
		純資産合計	14,089
		負債純資産合計	15,967

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		15,429
売上原価		4,740
売上総利益		10,688
販売費及び一般管理費		10,636
営業利益		52
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	16	
保険配当金	5	
受取家賃	77	
保険解約返戻金	22	
固定資産受贈益	19	
その他の	21	162
営業外費用		
固定資産除却損	7	
賃貸費用	48	
保険解約損	16	
その他の	5	76
経常利益		138
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
投資有価証券評価損	2	
減損損失	59	61
税金等調整前当期純利益		77
法人税、住民税及び事業税	91	
法人税等調整額	△1	90
当期純損失		12
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純損失		12

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,478	6,962	5,214	△1,050	16,604
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△77		△77
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△12		△12
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△90	△0	△90
当 期 末 残 高	5,478	6,962	5,124	△1,051	16,514

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	63	△2,471	26	△2,380	14,223
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△77
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					△12
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△41		△2	△43	△43
当 期 変 動 額 合 計	△41	-	△2	△43	△134
当 期 末 残 高	22	△2,471	24	△2,424	14,089

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,101	流動負債	1,310
現金及び預金	5,166	支払手形	92
受取手形	10	買掛金	319
売掛金	613	未払金	260
商品	2,029	未払法人税等	155
貯蔵品	31	前受金	289
前払費用	124	その他	194
その他	128	固定負債	501
貸倒引当金	△2	繰延税金負債	13
固定資産	7,743	再評価に係る繰延税金負債	6
有形固定資産	3,211	資産除去債務	317
建物	1,020	リース債務	6
構築物	18	その他	158
工具、器具及び備品	294	負債合計	1,812
土地	1,874	(純資産の部)	
建設仮勘定	4	株主資本	16,481
無形固定資産	83	資本金	5,478
ソフトウェア	79	資本剰余金	6,962
リース資産	4	資本準備金	6,962
投資その他の資産	4,447	利益剰余金	5,092
投資有価証券	662	利益準備金	347
関係会社株式	201	その他利益剰余金	4,744
出資金	0	別途積立金	4,939
関係会社出資金	86	繰越利益剰余金	△194
敷金及び保証金	3,107	自己株式	△1,051
その他	389	評価・換算差額等	△2,448
資産合計	15,844	その他有価証券 評価差額金	22
		土地再評価差額金	△2,471
		純資産合計	14,032
		負債純資産合計	15,844

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		15,109
売 上 原 価		4,692
売 上 総 利 益		10,417
販売費及び一般管理費		10,368
営 業 利 益		49
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	11	
保 險 配 当 金	5	
受 取 家 賃	75	
保 險 解 約 返 戻 金	22	
固 定 資 産 受 贈 益	19	
そ の 他	33	166
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	7	
賃 貸 費 用	45	
保 險 解 約 損	16	
そ の 他	4	74
経 常 利 益		141
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2	
減 損 損 失	59	61
税 引 前 当 期 純 利 益		80
法人税、住民税及び事業税	90	
法 人 税 等 調 整 額	△1	88
当 期 純 損 失		7

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	5,478	6,962	6,962	347	4,939	△108	5,177	△1,050	16,567
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△77	△77		△77
当 期 純 損 失						△7	△7		△7
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△85	△85	△0	△85
当 期 末 残 高	5,478	6,962	6,962	347	4,939	△194	5,092	△1,051	16,481

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	63	△2,471	△2,407	14,159	
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△77	
当 期 純 損 失				△7	
自己株式の取得				△0	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△41		△41	△41	
当期変動額合計	△41	-	△41	△127	
当 期 末 残 高	22	△2,471	△2,448	14,032	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

愛眼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍田 佳典 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛眼株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛眼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

愛眼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍 田 佳 典 ㊟
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛眼株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び抜粋した事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、決裁書類等を閲覧し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

愛眼株式会社 監査役会

常勤監査役 叶 雅 文 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 吉 岡 一 彦 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 明 石 敬 子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

(会場) 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」 (4階)
電話 06(6772)1441

- ・近鉄大阪上本町駅14番出口より徒歩約3分
- ・地下鉄大阪メトロ<谷町線・千日前線>谷町九丁目駅より徒歩約10分



(なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからず)
(ご了承くださいますようお願い申し上げます。)